

## 第三者機関から提供された情報に関する 保護者向け配信取り扱いに関するガイドライン

### 1. 背景

本校では、学校からの連絡事項や安全管理・セキュリティ対策などの情報を、学校(事務局)から保護者への電子メール、紙媒体で配布を行っている。

これに加え、第三者機関(サンフランシスコ日本国総領事館、JCCNC など)から教育関連情報や日本の伝統文化に関するイベントなどの情報提供ならびにその配信依頼があった場合、保護者のメリットや教育的価値などを配慮し、電子メール(学校から、または保護者会からの電子メール)、紙での案内文配布を行ってきた。しかしながら、近年各種団体・機関からの情報提供や配信依頼が増える傾向にあり、以下に挙げるような問題が顕在化しつつある。

### 2. 課題

- 1) 事務局の作業量は年々増える傾向にあり、できるだけ情報配信にかかる工数を抑えたい。また、印刷コストを抑えると同時に紙などの資源を大切にしたい。
- 2) 紙や電子メールによる過度の情報配信に対して、快く思わない保護者への配慮が必要である。
- 3) 一方で、児童・生徒や保護者に有益な情報はできるだけタイムリーに共有したい。
- 4) 上記 1)2)3)のバランスを配慮しつつ、一貫性のある対応を行う必要がある。

上記 1.背景、2. 課題から、「第三者機関からの情報に関する保護者向け配信取り扱い」に関するガイドラインを以下のように定める。

### 3. 基本方針

- 1) 学校内での紙による配布は、原則行わない。
- 2) 電子メールによる配布は個別に行うのではなく、定期配信(例: 保護者会が行っている定期配信メールなど)に含めてもらうなど、電子メールの頻度を必要最小限となるよう配慮する。
- 3) 一方、本校ウェブサイト、ベイエリアにおける日系コミュニティの情報発信源の一つとしても位置づけ、本校の設立理念に添い、且つ有益な情報はできるだけウェブ掲載することで、本校保護者のみならず日系コミュニティの活性化に貢献する。

### 4. 保護者向けに情報提供するか否かの判断基準

- 1) 以下のカテゴリーA. B. に該当するものは、情報提供可とする。

カテゴリーA. 可(以下の4条件をすべて満たすもの)	サンプル
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 非営利目的であること</li> <li>● 公共性の高い情報であること(学内の多くの保護者、児童・生徒に対し有益であること)</li> <li>● 本校の設立主旨、理念に沿った情報であること</li> <li>● 教育的観点から見て、子供たちや保護者にとって有益な情報であること</li> </ul>	日本の伝統文化の継承、発展に寄与するもの <ul style="list-style-type: none"> <li>○ バークレーでの凧揚げ大会案内</li> <li>○ 子供のための落語会案内(参加無料)</li> <li>○ 箱根ガーデン日本祭り(参加無料)の案内</li> <li>○ SF Japan Town さくらまつり(参加無料)の案内</li> <li>○ 教育関連情報</li> <li>○ 海外子女教育財団主催の学校案内</li> </ul>

カテゴリーB. 可 (以下の何れかの条件を満たすもの)	サンプル
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本校のファンドレイジングに寄与するもの</li> <li>● 法人会員、本校が支援を受けている団体からの依頼であって、その団体、企業の直接的な利益につながらないもの</li> <li>● 行事の主催、後援、協賛などとして「在外公館」が名を連ねるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ A's チケット配布の案内(ファンドレイジング)</li> <li>○ 日本帰国便割引の案内(ファンドレイジング)</li> <li>○ JCCNC から依頼された総領事送別会の案内</li> <li>○ おりがみプロジェクト案内(JAL より依頼)</li> <li>○ 日本祭りいしかわ 2010 (有料のイベントであるが、領事館が後援)</li> </ul>

2) 以下のカテゴリーC. に該当するものは、情報提供不可とする。

カテゴリーC. 不可(以下の条件を一つでも満たすもの)	サンプル
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 上記 A., B. に反するもの</li> <li>● 公序良俗に反するもの</li> <li>● 宗教活動に関するもの<sup>i</sup></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特定の家族が集まったバザー、ヤードセール開催の案内</li> <li>○ 企業、食料品店、レストラン、旅行代理店などからの割引情報</li> <li>○ 特定の企業からの保護者向けアンケート依頼</li> <li>○ 「会員勧誘」のための無料セミナー、無料講習会の案内</li> <li>○ 「xx 県人会」「xx 大学同窓会」の案内</li> </ul>

## 5. 情報の配信、掲載に関する対応プロセス並びに責任者

- 1) 事務局または保護者会は、第三者機関から保護者向け情報配信の依頼を受け後、本ガイドラインに沿って配布の可否ならびに手段を判断する。
- 2) 本ガイドラインに沿って判断しきれない場合は、それぞれの配布方法に応じて責任者へ対応方法を確認する。
- 3) 責任者は、本ガイドラインの改定が必要と判断する場合は、その旨を理事会へ報告する。

配信・掲載手段	学校内での紙による配布	補習校ウェブ掲載 (事務局からの電子メール)	保護者会メール または 保護者会ウェブ掲載
情報の受付並びに判断者	事務局		保護者会 <sup>ii</sup>
責任者 <sup>iii</sup>	学校長	理事長	SF, SJ それぞれの保護者会会長
補足	原則、紙による配布は、今後行わない方向	事務局からの電子メールは、夏休み期間中などの保護者会メールが使えないときのバックアップとして、必要最小限とする。	学校または理事会からの依頼ではなく、保護者会独自の判断でメール配信、ウェブ掲載する場合は、その旨を明記すること。

## 6. 本ガイドラインの改定について

- 1) 本ガイドラインは、理事会の承認をもって改訂することとする。

<sup>i</sup> 「宗教活動」とは、宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを指します。逆に「宗教団体」が主催であっても、「宗教活動」を行わないことが確認でき、且つカテゴリーA または B の条件を満たす場合は、保護者向け情報配信を認めることができる。

- 
- ii 学校や子どもたちに影響を及ぼすような内容については、事前に学校にご相談の上判断する。
  - iii 不在の場合は、その代理が行うこととする。